令和３年度　　２月定例農業委員会総会議事録

日　時　　　令和４年　２月　４日（金）午前９時
場　所　　　みやき町　三根庁舎　２階大会議室

出席状況　　出席者　　２１人　　欠席者　　３人

議席番号	委　員　氏　名	出欠	議席番号	委　員　氏　名	出欠
１番	古賀　和則	出席	１３番	綾部　勝年	出席
２番	日高　幸子	出席	１４番	本田　浩二	出席
３番	松下　　茂	欠席	１５番	橋本　達男	出席
４番	田中　雄三	出席	１６番	寺田　一義	出席
５番	橋本　昭憲	欠席	１７番	寺田　宏澄	出席
６番	大川　定道	出席	１８番	森園　文男	出席
７番	江頭　政寛	出席	１９番	松永　　淳	出席
８番	鷲﨑　和志	出席	２０番	本村　　一	出席
９番	尊田　信明	出席	２１番	副島　幸満	出席
１０番	馬郡　文男	出席	２２番	牛島　和昭	出席
１１番	山内　しげ子	出席	２３番	田中　節士	出席
１２番	濱尾　種光	出席	２４番	島田　忠誠	欠席

報告第１号　　農地法第１８条第６項による通知書について　　　　　　　　（１２件）

報告第２号　　農地法第４条制限除外について　　　　　　　　　　　　　　（　１件）

議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について　委員会許可分（　３件）

議案第２号　　農地法第４条の規定による許可申請について　　町許可分　（　２件）

議案第３号　　農地法第５条の規定による許可申請について　　町許可分　（　１件）

議案第４号　　農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
委員会決定分（１３件）

議案第５号　　空き家に付随する農地の指定の解除について　　　　　　　（　１件）

その他
事務局　　田中　嘉樹　　弓　洋平

事務局
　皆さん、おはようございます。
　定刻になりましたので、只今より令和４年２月の農業委員会総会を開催します。
　開催前に、１月の県からの農業委員会の研修、及びの農業者等との意見交換会を、皆様には委員会活動として、お忙しい中参加して頂きありがとうございました。コロナ禍の状況ではありましたが、意見交換会においては無事２度開催出来たことを、心よりお礼申し上げます。
　総会に入らせていただきます。現在の出席委員は２０名、欠席委員は３名で、遅れて来られる委員は２名で「みやき町農業委員会会議規則」第７条により在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。欠席者は○○番の○○委員さん、○○番○○委員さん、○○番○○委員さんです。○○委員さん、○○委員さんより少し遅れるとの連絡があっております。
　会長よりお願いします。

会　長
　皆さん、おはようございます。
事務局からもお話がありましたが、先月からの研修会、意見交換会、農業者年金加入促進と大変ご苦労をおかけしたと思います。改めてお礼を申し上げます。また今月からは、遊休農地の利用意向調査と、今後取り組んで行かなければならないことがたくさんあります。事務局のその他にて説明がありますがよろしくお願いいたします。
　本日の議案・報告等につきましては

　報告第１号　　農地法第１８条第６項による通知書について
　報告第２号　　農地法第４条制限除外について
　議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
　議案第２号　　農地法第４条の規定による許可申請について
　議案第３号　　農地法第５条の規定による許可申請について
　議案第４号　　農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
　議案第５号　　空き家に付随する農地の指定の解除について
　その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。
　審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見をお願いします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

　議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第１２条第２項の規定に基づき、○○番○○委員さんと○○番○○委員さんを指名します。

議　長
　議事に入りたいと思います。
　報告第１号農地法第１８条第６項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　報告第１号（農地法第１８条第６項による通知書の　件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。
　　　　　　　報告件数　　１２件　　　面積　　　５４，２７３.２３㎡

議　長
事務局より説明がありました、報告第１号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議　長
　質疑がないようですので、報告とさせていただきます。
　続きまして、報告第２号農地法第４条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　報告第２号農地法第４条制限除外について、報告第２号農地法第４条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

事務局
　補足説明

議　長
　担当地区委員より補足説明をお願いします。

〇〇委員
　１月２６日に事務局、〇〇委員、私で現地確認を行いました。
事務局の説明どおり、土地改良のホジョ整備された自分の敷地内という事です。下水とか横に田んぼがあるとか全くありません。自分の敷地内の畑に農業倉庫を転用するということで、誰に迷惑をかける事もありません。ただ、土地改良には変更願いを提出しなければならないと思います。
　よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第２号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

○○委員
　転用の制限除外ということですが、田んぼの耕作をやめられた場合は許可の取り直しは必要ですか。

事務局
　あくまで農業用の倉庫、農業用の施設なので許可はいらないということですので、言われましたように、離農されてそこを車の駐車場にするとかになると追認の形になります。今までの総会の案件でも農業用の倉庫を建てられてあったところが、登記を確認すると農地が混じっていたということで追認を申請するケースが多々あります。将来的に離農されれば手続きをして頂く事となります。

議　長
　他に質疑がないようですので、報告とさせていただきます。
　続きまして、議案第１号１農地法第３条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第１号１農地法第３条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第３条調査書により農地法第３条第２項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　１月２６日に事務局、○○委員、私で現地確認を行いました。
　ここは、３０年程前から苗代の場所に使用されており、何ら問題はないと思います。
　よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので採決に移ります。議案第１号１について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第１号１については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第１号２農地法第３条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第１号２農地法第３条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第３条調査書により農地法第３条第２項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員
　譲渡人は町外の三重県名張市に在住されており、譲受人にはしっかりとした後継者がおられます。１９ページの左端に〇〇宅がありますがその付近は〇〇さんの田んぼであり、以前から耕作されております。譲渡人は以前よりこちらに居住していないので田を処分したいと考えておられ、事務局や私は少しでも税金のかからない方法でと思いましたが、本人が関係なく処分したいとのことで今回の申請になりました。
よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので採決に移ります。議案第１号２について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

　全員賛成ですので、議案第１号２については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第１号３農地法第３条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

　議案第１号３農地法第３条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第３条調査書により農地法第３条第２項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議　長

　担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

　申請地は現在適正に管理されていますし、譲受人も荒らすことなく適正に耕作されていることから、問題はないと思われます。

　よろしくご審議をお願いします。

議　長

　事務局及び担当地区委員より説明がございました。

　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

　８ページの合意解約では〇〇さんですが３条申請では〇〇さんになっています。この違いはなんでしょうか。

さ

事務局

　元々、利用権設定は〇〇さんと、〇〇さんとで契約されており１８条の合意解約は〇〇さんとして頂きました。が、今回は同居の同一世帯である〇〇さんでの購入であるため、同一世帯としてのカウントとなり、事務手続き上また、売買契約の上でも何ら問題はありません。

〇〇委員

　経営移譲はされてあるのでしょうか。１４ページの経営面積欄に記載がありますが。

事務局

　〇〇委員からのご質問ですが、お父さんが経営者、息子さんは同一世帯で農業に従事されてあるということで、農地法においての経営面積は個人でなく世帯単位でみます。２親等以内の同居、別居かかわらず一つの農家世帯とみなします。よって利用権はお父さんが結ばれていても、将来的なことを

みすえて農地を取得されるのは息子さんでも可能です。判断としては下限面積を世帯でみますので、お父さん名義で耕作権を有している分息子さん名義で耕作を有している分の合計が経営面積となります。

議　長
　質疑が無いようですので採決に移ります。議案第１号３について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第１号３については、申請どおり許可することに決定しました。　続きまして、議案第２号１農地法第４条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第２号１農地法第４条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員
　１月２６日に〇〇委員、私、事務局の３名で現地確認を行いました。
申請地は自宅の畑であり、周囲は民家、竹林が少しあるくらいで、水田、畑は全くなく、問題は全然ないと思われます。
　よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
質疑が無いようですので採決に移ります。議案第２号１について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第２号１については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。　続きまして、議案第２号２農地法第４条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第２号２農地法第４条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員
　１月２６日に〇〇委員、私、事務局の４名で現地確認を行いました。
申請地の３１１番地は、住宅の建て増しをされた際に畑の一部にはみ出して建てられ、３７１－５番地も地目は田ですが農業用の倉庫を建てられてありました。今回住宅と倉庫を売りに出されて、申請地の登記が農地であることが判明し申請に至った訳です。現在、住宅や倉庫が建っているため追認の形でお願いします。
　よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
質疑が無いようですので採決に移ります。議案第２号２について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第２号２については、申請どおり許可相当の意見を付して、

町長に送付します。続きまして、議案第３号１農地法５条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第３号１農地法第５条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員
　１月２６日に〇〇委員、私、事務局の４名で現地確認を行いました。
元々家がたっており、東側の道路もありますが、セットバックされ舗装されてあるところが３００５－２です。今度息子さんが家を建てるということで、町に道を１メートル程買ってくれないと家が建てられないと相談をしたところ農地である事が判明しました。３０５６－１は石を積まれており畑は１メートル程作られてありますが問題はないと思われます。
　よろしくご審議をお願いします

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので採決に移ります。
　議案第３号１について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第３号１については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第４号農業経営基盤強化促進法第１９条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明する。
　　審議件数　貸借権　　　１３件　　　所有権移転　　　０件

議　長
　事務局より説明がありました。〇〇さんの案件ですが、〇〇さんは表作しか作らず、田を植えたらそのまま、畔草も刈られない状態ですので、条件をつけたほうが良いのではと思います。

〇〇委員
　〇〇さんは素人であり、米屋の勉強も兼ねての申請かともとられましたので、会長が言われますように条件なり、師匠である〇〇さんに一筆添えて頂ければと思います。

議　長
　きちんとした条件を付けた上での承認にしないと、規模拡大されていって周りが迷惑を被ると思います。畔草も刈らない消毒もしない、全面刈り取りも出来ない状況になるなど十分に指導を受けながらの承認にお願いします。

事務局
　担当委員さんよりご意見がありましたが、〇〇さんの案件につきましては、議案説明があったとおりですが、事務局も状況については把握出来ておりませんでしたので、〇〇さんが新規参入される状況だからということで、一度担当委員さん、ご本人、事務局も一緒に確認の場を設けさせて頂くことを提案させて頂きます。

議　長
　事務局から提案を頂きましたが、他に質疑がありましたら挙手をしてお願いいたします。
質疑が無いようですので、採決に移ります。
議案第４号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（　　挙手)

議　長
　賛成ですので議案第４号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第５号空き家に付随する農地の指定の解除について事務局より説明をお願いします

事務局
　議案第４号に伴う合意解約についての補足説明

事務局
　議案第５号について、空き家に付随する農地の指定解除の対象農地、解除までの経緯、解除理由等を説明。

事務局
　補足説明

議　長
　事務局より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいいたします。

○○委員
　他の方が買われるときは、良いのでしょうか。

事務局
　その時は問題ないです。

議　長
　他に質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。
　議案第５号について、区域指定を解除することに承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

　（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので議案第５号は提案どおり承認する事に決定いたしました。
続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他
1. 遊休農地に対する利用意向調査について
2. 農業委員の選挙運動行為について
3. 「農業者等との意見交換会」における意見について

議　長
　３月の総会は、３月　４日（金）午前９時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、３月　４日（金）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、２月２０日以降に行いますので、該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで２月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長　　鷲﨑　和志

議事録署名人　　　〇〇　番

議事録署名人　　　〇〇　番